

八尾市

# 同居リフォーム補助



最大 20 万円

同居をするための様々なリフォーム工事が補助対象となります。

※詳細については裏面をご確認ください。

【問い合わせ先】  
八尾市建築部住宅政策課  
TEL：072-924-3783（直通）  
E-Mail：jyutakuseisaku@city.yao.lg.jp

八尾市について



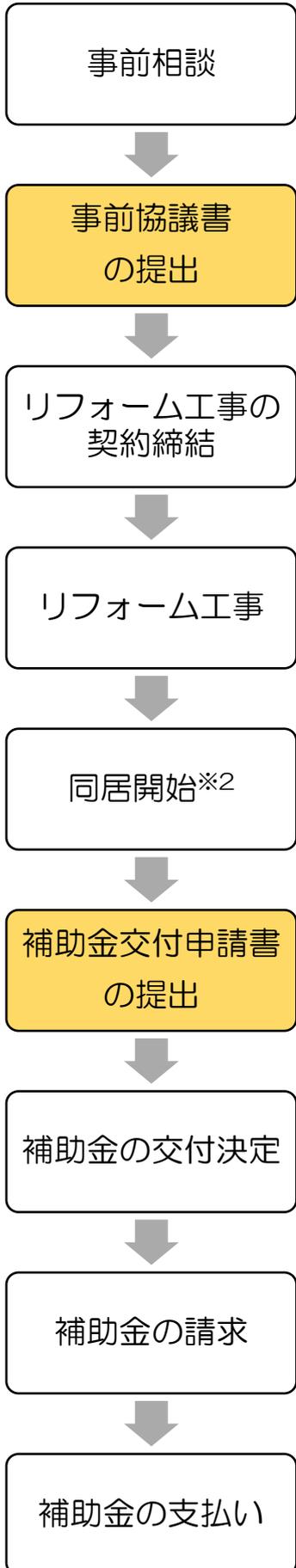
同居リフォーム補助について



# 同居支援補助金について



## 補助申請の流れ



## 1. 要件等

- 対象住宅の要件
  - 親世帯が所有し、1年以上継続して居住している住宅（マンションなどの共同住宅を除く）
- 対象世帯の要件
  - 親世帯が所有している住宅に同居する子世帯
  - 世帯員全員が1年以上継続して他市に居住していること（賃貸物件に居住している場合は本市でも可）
  - 2人以上の世帯である
  - 全員が40歳未満※1の世帯又は小学生以下※1の子とその親で構成される世帯

## 2. 必要書類等

### ・事前協議書の提出について

次の書類をリフォーム工事契約締結前に提出してください。

- 事前協議書
- 同居を行う住宅の概要が確認できる書類（位置図、建築確認概要書など）
- リフォーム工事図面
- リフォーム工事を行う箇所の現況写真
- リフォーム工事の見積書

### ・補助金の交付申請書の提出について

次の書類をリフォーム工事の完了の日の翌日から起算して1年を経過する日までに提出してください。

- 交付申請書
- 誓約書
- 子世帯の戸籍謄本（写しでも可）
- 子世帯全員分の戸籍の附票（写しでも可）
- 親世帯全員分の戸籍の附票（写しでも可）
- 同居する住宅の全部事項証明書（写しでも可）
- リフォーム工事の領収書及び請求書の写し
- リフォーム工事の契約書の写し
- リフォーム工事の完了写真

## 3. 補助金額（リフォーム工事に要した費用の1/2）

# 最大 20 万円

## 4. その他（注意事項等）

- リフォーム工事を行う前に事前協議書の提出が必要となります。
- 補助金交付後5年以上居住する必要があります。
- その他、詳細については住宅政策課までお問い合わせください。

※1 リフォーム工事の完了の日における年齢です。

※2 同居開始1年未満の場合、リフォーム工事契約前であれば補助対象になります。